

## 医療法人の附帯業務について

医療法人の医業以外の収入について

(昭和 30 年 12 月 19 日 衛医医発第 227 号)

(厚生省医務局長あて東京都衛生局長照会)

歯科診療所を開設しようとする社団たる医療法人の設立認可にあたり出資建物(鉄筋コンクリート三階建延五一坪)のうち一階一七坪のみを診療の用に供し、二階および三階延三四坪は他に賃貸し、医業による収入の二〇%に当る賃貸料の収入がある場合、これを医療法人の財産より派生する雑収入と見て医療法人設立認可を可とすべきか、或は医療法人の附帯業務と見てこれを否とすべきか、いささか疑義を生じたので至急何分の御回答をねがいたい。

又この建物が一階のみ分割登記不可能の場合は如何に指導すべきか併せてご指示ねがいたい。

医療法人の附帯業務について

(昭和 31 年 2 月 22 日 医発第 137 号)

(東京都知事あて厚生省医務局長回答)

昭和 30 年 12 月 19 日衛医医発第 227 号をもって照会のあった標記の件について、左記の通り回答する。

記

設問の場合は、医療法第 42 条に規定する附帯業務の範囲をこえるものと認められるから不適當である。

なお、建物の分割登記は、不動産登記法(明治 32 年法律第 24 号)第 94 条の規定に基き、可能であるから念のため申し添える。